

社会福祉法人 和木町社会福祉協議会

評議員選出規程

(評議員)

第1条 定款第7条第4項による評議員の選出基準は次のとおりとする。

- (1) 住民の代表的な性格のつよいもの。
- (2) 福祉専門機関で団体的性格のつよいもの。
- (3) 社会福祉に関係ある当事者団体的性格のつよいもの。

第2条 評議員の選出方法は次によるものとする。

- (1) 第1条(1)項は、地区福祉員が推薦した者の内から委嘱する。

附 則 昭和60年 9月19日より実施する。

附 則 平成21年 4月 1日より実施する。

附 則 平成29年 4月 1日より実施する。